

一般社団法人 海部津島青年会議所

役員選出規定

第1章 総則

第1条 本規定は、役員選出に必要な規定を定めたものである。

第2章 理事長及び監事選出

第2条 理事長及び監事を選考するために、理事長、監事選考委員会を置く。（以下選考委員会と称する。）

第3条 選考委員会は当該正・副理事長・専務理事、及び理事長経験者で構成し、当該理事長が委員長となる。

第4条 選考委員の任期は、8月開催される臨時総会を以って終了する。但し、必要があれば理事会の決議により任期を延長することができる。

第5条 選考委員会は6月30日までに、理事長予定者を選考し本人の承諾を得てすみやかに会員に報告しなければならない。（尚、理事長予定者は当該年度を含む副理事長及び専務理事経験者に限る。）

第6条 選考委員会は6月30日までに、監事予定者を選考し、すみやかに会員に報告しなければならない。尚、監事予定者は、次の条件を満たす者とする。

1. 正副理事長、専務理事経験者（当該年度を含む）。但し、該当者なき場合は、理事経験3回以上の者（当該年度を含む）で次年度正会員の資格を有する者。

第7条 委員長は選考委員会の議事を整理し、委員会を代表し選考及び執行に関して、その責に任ずる。

第8条 選考委員会は、選考に際し候補者の人格、活動状況及び会員としての義務に違反していないかを、充分に検討し公正中立の見地から最高の候補者を選考するよう努めなければならない。

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席した委員の2分の1以上の賛成を以ってこれを決する。同数の場合は委員長が決する。

第10条 選考された監事は、原則として辞退する事ができない。

第3章 選挙管理委員会

第11条 理事3名以上5名以内を選挙により選出するため、その選挙の管理、及び執行を行うために選挙管理委員会を置く。（以下、管理委員会と称する。）
また、選出理事の員数においては、管理委員会が決定するものとする。

第12条 管理委員会は、委員長1名、委員2名以上の定員3名以上とし、正会員のうち在籍2年以上（当該年度含まず）前年度出席率65%以上の正会員の中から3名以上（理事会構成員2名以上を含む）を当該理事長が理事会の承認を得て6月30日までに指名する。

- (1) 管理委員会の委員長は理事長が指名する。
- (2) 委員の欠員を生じた場合は、その補充は前号に準ずる。

第13条 管理委員会の任期は、臨時総会終了時までとする。

但し、理事会の決議により任期延長することが出来る。

第14条 管理委員会は委員の3分の2以上出席により成立し、その議事は出席した委員の過半数を以ってこれを決する。
但し、同数の場合は管理委員長が決める。

第15条 委員長は管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関してその責を任ずる。

第4章 理事の選出

第16条 第11条1項で定めた員数の理事は、一般社団法人海部津島青年会議所正会員の直接選挙により選出する。

第17条 理事の被選挙権は本会議所の正会員の資格を2年以上有する者（当該年度を除く）で、前年度年間出席率30%以上こえるものでなければならない。

第18条 理事の被選挙権者は次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 当該年度を含む正・副理事長及び専務理事経験者
- (2) 当該年度を含む2年連続理事の地位にある者
- (3) 次年度理事長予定者及び監事予定者
- (4) 選挙管理委員

第19条 管理委員会は正会員の資格を調査し選挙人及び被選挙人名簿を作成した後、7月10日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第20条 前条の名簿に脱漏、又は誤載がある場合は、当該有権者に於いて縦覧期間内に理由を記載した文章を以って管理委員会に意義申し立てがあった場合、管理委員会はすみやかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加あるいは更正を意義申し出より2日以内にこれをなし、かつ遅滞なく、その決定を告示しなければならない。但し、縦覧期間後の異議申し出は認めない。

第21条 管理委員会は被選挙人名簿を選挙執行日の5日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。

第22条 投票は有権者1名につき1票、選挙すべき理事の数だけ連記無記名投票を行う。

- (1) 投票日は7月30日までとする。
- (2) 郵送は普通郵便によるものとし、投票日翌日の午前中消印のあるものまで有効とする。尚、投票の有効・無効は管理委員会に一任する。

第23条 開票は管理委員会立ち合いの上これを行う。

第24条 得票多数の上位者を以って当選者とする。最低同位得票数の場合はJC在籍の多い者とし、尚かつ同位の場合は年長者とする。

第25条 管理委員会は、当選者が確定した時遅滞なく当選者氏名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

第26条 選出された理事は原則として辞退することが出来ない。

第5章 理事指名

第27条 理事長予定者は、理事選挙によりその選挙当選者が確定した日から、7日以内に残りの理事を指名する。

第28条 理事長予定者は選挙により選出された理事を含めて、全理事中3分の1以上の役員未経験者を登用するよう努めなければならない。

第29条 次の各号に該当する者は、理事長予定者により指名される理事となることはできない。（但し、副理事長予定者、専務理事予定者及び特別委員長予定者はこの限りにあらず）

- (1) 当該年度を含む理事長経験者
- (2) 当該年度を含む2年連続理事の地位にある者

第6章 副理事長及び専務理事の指名

第30条 理事長予定者は、理事指名後、直ちに選挙により選出された理事及び指名された理事の全員の中から副理事長及び専務理事を指名する。

第7章 報告 通知 承認

第31条 理事長予定者は、指名された理事予定者、専務理事予定者及び副理事長予定者の指名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に報告しなければならない。

第32条 理事長は本規定の定めるところによって選考、選出及び指名された役員予定者の氏名をすみやかに全会員に通知しなければならない。

第33条 理事長は当該年度中に開催される総会において選考、選出及び指名された理事予定者を改めて報告すると共に理事予定者の選出に関する経過の概要を説明し総会の承認を得なければならない。

第8章 雜則

第34条 管理委員及び選考委員は管理委員会及び選考委員会の評議内容を公表してはならない。

第35条 管理委員及び選考委員は、役員に指名される事を妨げない。

第36条 JCI・日本JC・地区協・ブロック協の役員並びに委員の派遣はこの規定によらず理事会に於いて決定する。

第37条 前条の役員、並びに委員は、本会議所の役員を兼務することを妨げない。

第38条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附則

1. 本規定は1979年1月1日より施行する。

1. 施行期日

本規定は第6条の変更については、2005年1月1日より施行する。

本規定は第12条・第14条の変更については、2020年6月11日より施行する。

本規定は第11条の変更については、2021年7月8日より施行する。

本規定は第27条の変更については、2024年12月5日より施行する。